



地域を育て地域を伸ばす

THE CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY NEWS

Monthly Newspaper

# おおむら

会議所ニュース



発行所 大村商工会議所  
〒856-8601大村市東三城町6-1  
Tel 53-4222 Fax 52-2511

編集責任者 雄城 勝  
印刷所 第一印刷株式会社

<http://www.omuracci.com> E-mail:daihyou@omuracci.com

JUN/2014

No.666



直径約5メートル、重さ約60キロを越す4つの大花輪と、2つの大旗が太鼓を叩きながら  
ゆっくりと踊る勇壮な黒丸踊りの披露の様子 (大村公園・板敷櫓下広場)

# 郡三踊

## 国の重要無形

## 民俗文化財に

## 指定!!

黒丸踊  
沖田踊  
寿古踊

今年三月に、「大村の郡三踊（寿古踊・沖田踊・黒丸踊）」が国の重要無形民俗文化財に指定され、六月八日の「花菖蒲まつり」で「斉披露されました。六年半ぶりのそろい踏みとなった記念披露に、多くの観光客が見入っていました。

## 事務局人事異動のお知らせ 平成26年5月1日付※(カッコ内は前職)

- **下釜 崇**  
総務部総務係長  
(中小企業相談所経営支援サービス課係長【経営指導員】)
- **古賀 貴志**  
中小企業相談所経営支援サービス課員【経営指導員】  
(総務部総務課員)

## Q 経営指導員とは

小規模事業者の経営や技術の改善、向上を促進するため、各市町村にある商工会議所や商工会には経営指導員が置かれ、小規模事業者の経営相談、経営指導等に当たっています。

当所では、4名の経営指導員が在籍しています。会員事業所の皆様の経営上の様々な問題の相談に応じ、解決をお手伝いする担い手となる職員です。

マル経等の制度融資から各種助成金や補助金、その他経営に関することまでお気軽にお申し付けください。

当所経営指導員が窓口または事業所まで訪問してきめ細かくご相談に応じます。

## “「活動力」強化目指す”長崎で全国商工会議所 専務理事・事務局長会議が開催されました

5月22日から23日にかけて、第68回全国商工会議所 専務理事・事務局長会議が長崎市内にて開催され、全国の291商工会議所・6連合会から専務理事・事務局長ら357人が参加し課題の解決策を探りました。本県開催は1987年以來27年ぶりです。



基調講演をする日本商工会議所の  
中村利雄専務理事

今年のテーマは「商工会議所の組織基盤、活動力の強化について」。基調講演の中で日本商工会議所の中村利雄専務理事は「商工会議所の活動の大きな柱の一つは政策提言。現場の声を聞いて実態をつかみ、一歩先んじて問題提起し、政策の方向性を打ち出すことが必要。また、商工会議所のネットワークこそ資産、広域かつ多様な主体との連携が重要」と呼び掛けました。

その後、管内商工業者数の規模別に5グループに分かれた懇談会では、先進事例の紹介を交えながら、これからの商工会議所に求められる役割・活動について活発に意見を交換。今後、組織基盤のせい弱な小都市商工会議所支援のための具体的な対応策を展開していくことなどで一致しました。

## 大村市と諫早市で期成会を立ち上げ ～国道34号、4車線化実現で協力～

大村市と諫早市は5月25日、国道34号の与崎(起点/大村市)から小船越(終点/諫早市)までの9.9kmの区間の4車線化と車道幅員の拡大、その他の改良整備を強力に促進することを目的に、「国道34号大村・諫早間整備促進期成会」の設立総会を、大村市コミュニティセンターで開催しました。

総会では役員を選出し、会長に松本・大村市長が、副会長に宮本・諫早市長、田中・大村市議会議長、村川・諫早市議会議長、角谷・大村商工会議所会頭、黒田・諫早商工会議所会頭が就任しました。

今年度の事業計画として、2回程度の関係省庁、関係国会議員への要望活動や総決起大会か、シンポジウムを開催する予定。

## 平成26年度 県央地域大学等 合同企業面談会が開催されました

5月29日、諫早市内のホテルにて平成26年度 県央地域大学等合同企業面談会が開催され、参加企業が県内24社(参加企業求人数38件、求人数209人)に対し、来年3月の新規大学等(大学院、大学、短大、高専、専修学校)卒業予定者及び既卒未就職者(3年以内)計131名が参加し、企業と面談しました。

主な勤務先が大村市内に該当する企業は、(株)琴花園、(有)シュシュ、長崎日産自動車(株)、丸高商事(株)他3社が参加。

次世代の長崎とその企業の発展を担う一人でも多くの新規大学等卒業予定者及び既卒未就職者の県内就職機会の拡大と就職促進のためにも、会員事業所の皆様には「来春の新規大学等卒業者の採用枠の拡大」と「ハローワークへの早期求人申込」をよろしくお願ひいたします。



(有)シュシュの企業面談を受ける  
参加者たちの様子

## 大村ー諫早間の早期4車線化を要望 ～国道34号等整備促進期成会～

国道34号等大村市内幹線道路整備促進期成会(会長・松本崇市長)では、6月2日から3日にかけて、国土交通省と地元選出国会議員に対して、国道34号与崎(大村市)から本野入口交差点(諫早市)までの4.9kmの4車線化を要望しました。

この区間は現在2車線であり、一日当たり3万2千台の通行量があり、慢性的な渋滞解消が課題。国は今年度より事業認可の前段階となる、「計画段階評価」のための調査区間に指定したため、期成会としては何としても、事業化を実現させるために、要望活動を強化している。

他に一般国道34号大村拡幅の早期完成(長崎空港南口交差点から水主町交差点までの約480m)、都市計画道路・池田沖田線(小路口工区1.450m、竹松工区1.970m)の早期整備促進、木場スマートインターチェンジ(仮称)の早期整備促進、を要望。

要望には角谷会頭が参加しました。

これに先立ち、期成会では5月22日に長崎県と国土交通省長崎河川国道事務所と、5月28日には国土交通省九州地方整備局を訪問し、要望活動を行いました。

## 九州新幹線長崎ルート工期短縮を 図ることなど4項目の要望を決議



あいさつをする中村県知事

6月9日、長崎新幹線・鉄道利用促進協議会(会長・中村法道知事)など3団体の合同総会が長崎市内であり、「2022年開業予定の九州新幹線長崎ルートの工期短縮を図ること・フリーゲージトレインの技術開発促進と佐世保乗り入れ・建設費の地元負担軽減・新幹線整備に伴い在来線を維持する地方の負担軽減制度の創設」の4項目の要望を決議しました。

ほかに合同総会を開いたのは、いずれも中村知事が会長を務める県空港活性化推進協議会と長崎上海航路利用促進協議会で、行政や商工関係者ら計430人が出席しました。

中村知事は新幹線についてあいさつで「当初の開業予定から最大2年3か月早い2019年度内まで前倒しできないか、与党に要望している」と述べました。

## 次世代の長崎県と企業の発展を担う一人でも多くの高校生に応募の機会をお願いします

平成26年度(平成27年3月)新規高等学校卒業予定者に対する応募・推薦に関する就職慣行につきましては、『平成26年度の実業・推薦方法は、応募・推薦開始日から10月14日までは一人一者制とし、10月15日以降は複数応募・推薦を可能とする。』こととなりましたので、一人でも多くの高校生が公平な応募の機会が得られますように、ご理解とご協力をお願いいたします。

(注)一人一社制とは、一人の生徒に対して、一社のみの応募・推薦とするもの。  
複数応募制とは、一人の生徒が複数の企業に応募・推薦を可能とするもの。

### <お問い合わせ>

長崎労働局職業安定課(地方職業指導官)(095-801-0040)又は、  
長崎県教育庁高校教育課(095-894-3354)

※平成26年度(平成27年3月)新規高等学校卒業予定者対象の合同企業面談会は、以下の日程で開催が予定されています。

**日時 平成26年10月29日(水)**

午後1時から午後4時まで  
(受付)午後0時30分から

**会場 ホテルグランドパレス諫早**  
(諫早市宇都町3-35)

(お問い合わせ) ハローワーク諫早 Tel 0957-21-8609

事業主の  
皆様へ

## 男女雇用機会均等法で禁止している「間接差別」の対象範囲が拡大します

平成26年7月1日から、改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されます。

改正後

**すべての労働者の募集、採用、昇進、職種の変更をする際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されます。**

これまで

総合職の労働者を募集、採用する際に、合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは、「間接差別」として禁止されてきました。

### 「間接差別」となるおそれがあるものとして禁止される措置の例

労働者の募集にあたって、長期間にわたり、転居を伴う転勤の実態がないにもかかわらず、全国転勤ができることを要件としている。

部長への昇進に当たり、広域にわたり展開する支店、支社などがなく、全国転勤ができることを要件としている。

### 間接差別とは

性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定めている措置(※以下の①～③)を、合理的な理由なく、講じることをいいます。

- ①労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とするもの
- ②コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集または採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができること(「転勤要件」)を要件とするもの
- ③労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの

改正後

②労働者の募集もしくは採用、昇進または職種の変更に当たって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とするもの

 **厚生労働省・都道府県労働局**

## 県内中小企業の『県民所得の向上』につながる取組みを後押しします！ 県民所得向上推進資金

長崎県では、平成26年度において県民所得向上対策の一環として、食品製造業・ものづくり企業・観光関連業における県民所得向上に寄与する前向きな県内中小企業の取組みを金融面から支援するため、「県民所得向上推進資金」を創設。

資金名	①食のながさき 応援資金	②ものづくり企業 応援資金	③光福の街長崎 おもてなし資金
資金使途	設備・運転 (運転資金のみは不可)	設備・運転	設備・運転
限度額	2億円 (うち運転資金5000万円)		
利率	1.65%	1.60%	1.60%
保証利率	0.20%	0.20%	0.20%
償還期間	設備：12年 (うち据置2年以内) 運転：7年 (うち据置1年以内)	設備：10年 (うち据置2年以内) 運転：7年 (うち据置1年以内)	設備：10年 (うち据置2年以内) 運転：7年 (うち据置1年以内)
取扱期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日の貸付実行分まで		

ご注意

- ◎資金繰りのための運転資金、単なる設備更新(故障した設備の修繕、既存設備と同程度の能力の設備の購入等)にはご利用いただけません。
- ◎金融機関、保証協会の審査の結果、融資のご希望に添えない場合があります。

詳しくは、下記よりチラシをダウンロードしてください。  
(<http://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2014/04/1397004421.pdf>)

 **長崎県産業労働部**

平成26年度版

## 業務改善に取り組む中小企業・小規模事業者の皆さまへ 業務改善助成金が利用しやすくなりました！

昨年度までの800円まで引上げる計画は廃止され、時間給40円以上引き上げる(単年度のみ)計画となります。

支給額

### 業務改善経費の2分の1

(※ 企業規模30人以下は4分の3に改正)

業務改善経費は10万円以上の計画とする。

{ 下限は5万円  
上限は従来どおり100万円です。 }

### 対象事業主

- 長崎県内に事業場があり、事業場内最低賃金の時間額が800円未満の労働者を使用している中小企業事業主

### 改正点(注)

- 申請時において3回以上の賃金支払い実績が必要となりました。

### 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金)

事業場内で最も低い時間給40円以上引上げ、また、労働者の意見を聴取の上、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備、器具の導入、研修等の業務改善を実施するために要した経費を助成する制度です。

業務改善計画例：パソコン等の導入、業務用車両等の購入、建設業における大型機械の導入、介護福祉施設における複雑な介護報酬等の計算のシステム化等



**長崎労働局労働基準部賃金室** TEL 095-801-0033  
〒850-0033 長崎県長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル 6階  
<http://nagasaki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

# 公正取引委員会における消費税転嫁対策について

公正取引委員会では、今般の消費税率の引上げに当たり、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止のための取組と、転嫁拒否等の行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めています。以下では、公正取引委員会における取組をご紹介します。

## 立ち入り検査も積極的に実施

### 1. 消費税の転嫁拒否等の行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の転嫁拒否等の行為として、事業者間の取引において、①いったん契約した金額を後になって減額するといった「減額」、②消費税率引上げ後も、消費税率引上げ前と同じ価格で納品させるといった「買ったたき」、③消費税の転嫁に応じる代わりに、商品を購入させたり、従業員を派遣させたりするといった「商品購入、役務利用又は利益提供の要請」、④本体価格（消費税抜きの価格）で価格交渉をしたいという売手側からの申出を拒否する「本体価格での交渉の拒否」、⑤公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為を通報したことを理由として、取引を停止したりするなどの「報復行為」を禁止しています。

公正取引委員会は、転嫁拒否等の行為に対して、様々な情報収集活動によって把握した情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施しており、違反行為が認められた事業者に対しては転嫁拒否等の行為に係る不利益の回復などの必要な改善指導を迅速に行っています。平成26年3月末までの対応実績は表1及び表2のとおりです。

また、公正取引委員会は、平成26年4月23日、消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反する行為（買ったたき）が認められた大規模小売事業者に対して勧告を行い、その旨を公表しました。今後も、重大な転嫁拒否等の行為が認められた場合には勧告・公表を積極的に行うこととしています。

## 違反行為は厳正に対処

(表1) 転嫁拒否等の行為に対する対応状況

調査件数	立入検査件数	処万件数	指導件数
2,054件	861件	1,833件	1,199件 (大規模小売事業者36件)

(注1) 公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また、平成26年3月までの累計(平成25年10月～平成26年3月)。表2も同様。

(注2) 転嫁拒否等の行為を行っているとは回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。

(表2) 指導件数の内訳(行為類型別)

減額	1件
買ったたき	940件
役務利用・利益提供の要請	45件
本体価格での交渉の拒否	225件
合計	1,211件

(注1) 買ったたきには、平成26年3月31日以前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるものを含む。

(注2) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1に記載の件数とは一致しない。

転嫁拒否等の行為を受けた事業者にとっては、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否等の行為の被害者からの情報提供を受身的に待つだけではなく、転嫁拒否等の行為に関する情報収集を積極的に行うこととしています。

公正取引委員会は、平成26年度において、中小企業庁と合同で、①中小企業・小規模事業者等(商品・役務(サービス)の売手側)全体に対し、取引先事業者(買手側)から転嫁拒否等の行為を受けていないかを把握するための書面調査を実施するとともに、②大規模小売事業者及び大企業等(買手側)に対し、取引先事業者(売手側)に対して転嫁拒否等の行為を行っていないかを把握するための書面調査を実施しています。これらの調査票は公正取引委員会及び中小企業庁のHPにも掲載していますので、調査への回答に御協力をお願いします。

### 2. 消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止のための取組

公正取引委員会では、商工会議所などとも連携しながら、消費税の転嫁拒否等の行為の未然防止のための広報活動に取り組んでいます。平成26年度においても、新聞広告等の各種媒体を活用し、転嫁拒否等の行為に対して公正取引委員会が厳しく監視している旨等の周知や、書面調査の周知も行うこととしています。また、転嫁拒否等の行為について説明する公正取引委員会主催の説明会を全国各地で実施することとしています。詳細は、公正取引委員会HPを御覧ください。

**公正取引委員会HP**  
<http://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/>  
**公取 消費税**で検索

※本文中の意見にわたる部分、筆者の個人的見解であり、筆者が所属する組織の見解を示すものではありません。

(公正取引委員会事務総局  
 経済取引局取引部取引企画課課長補佐・武田 雅弘)

## 商工会議所LOBO(早期景気観測)

～2014年5月調査結果(概要版・付帯調査)～

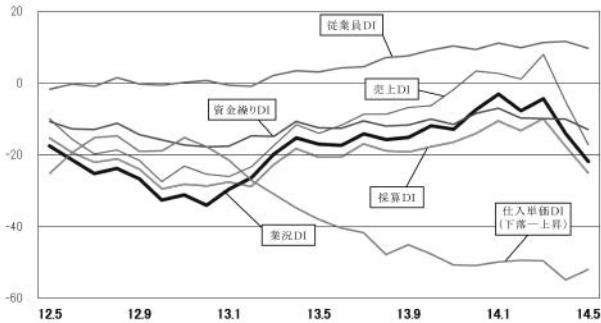
**業況DIは、2カ月連続悪化。  
先行きは不透明感残るも、底打ちの兆し。**

### ポイント

▶5月の全産業合計の業況DIは、▲21.8と、前月から▲7.7ポイントの大幅悪化。ただし、「好転」から「不変」への変化が影響したことに留意が必要。建設業や自動車関連などは堅調に推移したものの、一部では、4月にずれ込んだ受注残の消化による業況の押し上げ効果が今月に入り剥落したほか、小売業を中心に駆け込み需要の反動による影響が残る状況が伺える。また、業種を問わず、仕入や電力料金、人件費などのコスト増が続く中、価格転嫁が進まないとの声もあり、**地域の中小企業においては、業況改善に遅れがみられる。**

▶先行きについては、先行き見通しDIが▲20.8(今月比+1.0ポイント)と、ほぼ横ばいを見込む。仕入や電力料金、人件費などのコスト増加分の価格転嫁に加え、受注・売上の回復遅れや消費者マインド低迷の長期化などへの懸念から**先行きに対して慎重な判断が続く。**他方、賃上げなどを背景に個人消費が下支えし、夏から秋にかけて回復するとの声が聞かれるなど、**前向きな見方も伺える。**

LOBO全産業合計の各DIの推移(2012年5月以降)



### 消費税引き上げ後の売上・受注の見通し

#### 【中小企業の声】

- ▶足元の落ち込みから売上は6月以降に回復、7-9月に前年並みを予想(村上 旅館業)
- ▶反動減は想定以上。新商品の導入で6月以降の売上回復を目指す(名古屋 車載製品販売業)
- ▶駆け込み需要、反動減共に大きく、売上の回復は秋口を見込む(海南 美容用品販売店)
- ▶消費税引き上げ後も売上は堅調。3-5月をならせば影響はほとんど感じられない(洲本 建築資材製造業)

### 2014年度の設備投資

#### 【中小企業の声】

- ▶今年は見送るが、来年度に大きな設備投資を行い生産能力を増強する(山形 鋳物製造業)
- ▶公共工事等により業況が改善。建設機械の買い替えを行った(徳山 土木・建築工事業)
- ▶今後の見通しが不透明。7月以降、設備投資を行うか判断する予定(今治 アパレル製造業)
- ▶工場及び建設現場向けの売上が好調。今後の販売量ならびに社員数の増加に対応するため、事務所や倉庫を新設する予定(諫早 ワイヤ等卸売業)

## 新入会員

●5月入会

### 和太鼓衆 壱鼓

住所 〒856-0835 大村市久原2-1106-1

電話 (090) 7473-6866

代表者 一瀬 紀子 業種 和太鼓演奏

## 三役の動き 5月

1日	●三役会 三役 ●おおむら夏越まつり協賛会理事会、総会 会頭、中村副会頭、専務
2日	●(株)シンコー小型家電リサイクル認定事業説明会、シンコー・マイニング(株)法人設立祝賀会 専務
7日	●九州経済産業局消費税転嫁対策室・工藤氏、長森氏来所
8日	●長崎県経営改善支援センター松尾氏来所ご挨拶 専務
10日	●大村市自衛隊父兄会定期総会・懇親会 専務
12日	●総務委員会正副委員長会議 専務 ●岡富定吉氏・前1号議員告别式 ●市商工観光部来所 専務
13日	●九州経済産業局による商店街補助金説明会 専務 ●日本商工連盟大村地区世話人会 会頭、中村副会頭、専務
14日	●大村東彼食品衛生協会通常総会 中村副会頭 ●商業・食品部会運営委員会 専務
15日	●大村タウンマネージメント協議会 専務
16日	●長崎新幹線・鉄道利用促進協議会幹事会 専務 ●第32回全国高等学校男子ソフトボール選抜大会優勝祝賀会 専務 ●中畑和敏氏・和間建設(株)会長告别式
19日	●地域振興委員会正副委員長会議 専務 ●製造・卸部会運営委員会 中村副会頭 ●竹松駐屯地 足立司令来所ご挨拶 会頭 ●海上自衛隊航空集団司令官 佐藤 誠 海将との懇談会 中村副会頭
20日	●長崎県空港活性化推進協議会幹事会 専務
21日	●平成26年度大村市戦没者追悼式 会頭 ●金融審査会 ●総務委員会 中村副会頭、専務 ●長崎県自動車整備振興会大村支部通常総会懇親会 中村副会頭
22日	●宮城・日常務理事来所 会頭、中村副会頭、専務 ●全国商工会議所専務理事・事務局局長会議 専務
23日	●大村航空基地開隊57周年記念日行事前夜祭 会頭
24日	●大村航空基地開隊57周年記念日行事及び祝賀会 中村副会頭
25日	●国道34号大村～諫早間整備促進期成会設立総会 会頭、専務
26日	●自衛隊長崎地方協力本部長 1等海佐 矢藤久雄氏新任ご挨拶 会頭
27日	●監事会 専務 ●諫早大村法人会総会 会頭、専務
28日	●チャレンジデー参加 ●国道34号等大村市内幹線道路整備促進期成会要望活動 中村副会頭
29日	●(社)光と緑の園第38回理事会 専務 ●仙北市・大村市姉妹都市提携35周年記念式典、祝賀会 三役
30日	●長崎港活性化センター通常理事会、総会 専務 ●大村市観光コンベンション協会理事会 専務 ●仙北市・大村吾往会との交流会 会頭

SKYLINE スカイライン さあ、日本のプレミアムを騒がそうか。新生スカイライン上陸。  
**待望のスカイラインターボ デビュー!**

スカイライン 200GT-t Type SP (2000 2WD 7M-ATx)  
車両本体価格(消費税込) **4,568,400円**  
(消費税抜価格4,230,000円)  
※上記価格にオプション代は含まれておりません。

エコカー減税  
8.36万円税 減税

大村営業所  
大村市松並2-1225  
☎0957-52-4135

至大村駅 十八銀行  
至諫早  
至空港 長崎日産

## 大村商工会議所のマル経融資が 小規模事業者の皆さんを応援!

担保不要・保証人、保証料不要・低金利

【融資額】 **2,000万円以内**

【利率】 **年利1.45%** (固定) 平成26年6月10日現在

【返済】 **運転7年以内(据置1年可)**  
**設備10年以内(据置2年可)**

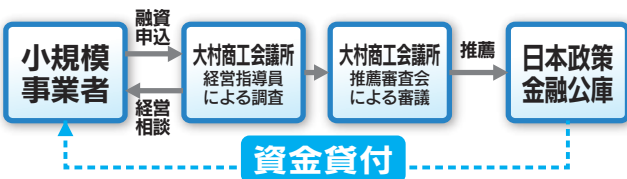
【こんな時にご活用ください】

● **運転資金として**

仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなどに

● **設備資金として**

工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入などに



以下のすべての要件を満たす方がご利用できます

常時使用する従業員数が商業・サービス業で5人以下、製造業・建設業・宿泊業・娯楽業等は20人以下の小規模事業者(ただし、事業主・家族従業員・臨時・パート・法人の役員は除く)で、

- 商工会議所地区内で原則として1年以上営業していること。
- 所得税(法人税)、事業税、住民税(県民税・市民税)・消費税完納していること。
- 商工会議所の経営指導(原則6ヵ月以上)を受けている個人、法人

※この融資制度は、小規模事業者の方が商工会議所の経営指導を受けて、経営や技術の改善を図るための資金を担保も保証人も無しに低利で融資する国の制度資金です。商工会議所が申込を受け、審査の上、日本政策金融公庫へ推薦し、公庫から貸し出されます。

お問い合わせ・お申し込み先

## 大村商工会議所 中小企業相談所

〒856-8601 大村市東三城町6-1  
TEL 0957-53-4222 FAX 0957-52-2511

大村市内で創業をお考えの方へ!

## 大村創業(大村市中小企業創業資金融資制度) をご活用ください!!

市内における創業を積極的に支援いたします!創業のために必要となる運転・設備資金貸付です

【貸付限度額】 **1,000万円以内**

【融資利率】 **年利1.50%**

【融資の期間】 **運転資金7年以内(うち据置期間1年以内)**  
**設備資金10年以内(うち据置期間1年以内)**

【融資対象】 下記の条件をすべて満たしている創業者の方

- ① 市内に住所を有する事業を営んでいない個人又はその個人が新たに設立する会社、あるいは中小企業者が本市に新たに設立する会社であること
- ② 新たに事業を開始する具体的計画を有すること、又は事業を開始(会社を設立)した日以後1年を経過していないこと
- ③ 長崎県信用保証協会の保証対象業種であること
- ④ 市税を完納していること
- ⑤ 銀行取引停止処分を現に受けていないこと
- ⑥ 営業許可、登録等が必要な業種は現に当該認可等を受けていること、又は受けることが確実なこと
- ⑦ その他、融資の申込み要件に該当すること

【信用保証、及び保証料】 保証協会の創業関連保証を受けること  
但し、保証料は大村市が全額負担します

【融資の取り扱い、市内の各金融機関まで】

親和銀行、十八銀行、長崎銀行、九州ひぜん信用金庫、たちばな信用金庫

大村商工会議所主催

## 無料法律相談会

経営のことからプライベートなことまで

会員事業所と、従業員様のための“無料”法律相談では、  
**些細なことでもご相談に応じます。**

【場所】 大村商工会議所 【期間】 下記のとおりです

【対象】 当所会員事業所 (従業員含む) 【担当弁護士】 八木 義明 (長崎県弁護士会所属)

【日時】 ●7月4日(金) ●8月8日(金) ●9月5日(金)

相談時間

- 13:00~
- 13:40~
- 14:20~
- 15:00~
- 15:40~
- 16:20~

~担当弁護士のご紹介~



八木義明法律事務所  
**八木 義明**  
(長崎県弁護士会所属)

\*事務所住所:大村市東本町290-2(大村裁判所前、検察庁横)  
\*事務所電話:0957-47-9800 \*ホームページ:www.yagi-lawyer.com

【申込・連絡先】 大村商工会議所 電話:0957-53-4222 担当:岡野・山崎

## 日本政策金融公庫長崎支店による 『こきん一日公庫』を当所にて開催します!

日本政策金融公庫と当所が連携し、下記の日程で「一日公庫」を開催いたします。日本政策金融公庫の職員が審査面談、金融相談などをお受け致します。※お申し込みが必要です。

- 【開催日時】 平成26年7月16日(水)
- 【時間】 午前10時00分~午後4時00分
- 【場所】 大村商工会議所 (大村バスターミナル3階)
- 【申込締切】 平成26年7月9日(水)

こんなに便利です!

- 日本政策金融公庫長崎支店まで足を運ばなくても、当所で融資担当者との面談をお受けいただけます。
- 原則として当日中に審査の結果が分かるので、手続きがスムーズです。(ご面談の内容により、審査結果が後日となることもあります)
- 運転・設備資金、ボーナス資金などの資金繰りや、教育ローンのご相談、融資制度のお問い合わせも可能です。

この機会に、お気軽にご相談、お申し込み下さい。

お問い合わせ・お申し込み先

## 大村商工会議所中小企業相談所(岡野)

〒856-8601 大村市東三城町6-1 電話0957-53-4222